



登米市ネーミングライツ事業の概要



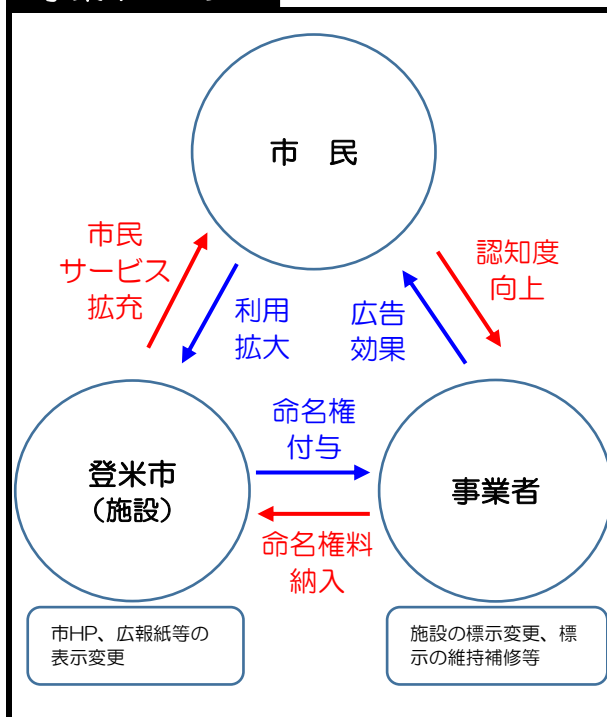
ネーミングライツとは、市の公共施設等に愛称を命名することができる権利です。また、ネーミングライツにおける愛称とは、施設の一般的な名称として使用するものであり、それらの利用形態が想起できるもの、親しみやすさ、呼びやすさといった点から市民の理解が得られるものとなります。

事業内容

ネーミングライツの実施にあたりましては、募集要項に基づき、市と「ネーミングライツパートナー契約」を締結していただきます。

実施年数	3年以上5年以内
命名権料	審査会で選定された優先交渉権者がネーミングライツパートナーとなった場合は、その応募金額
パートナー決定方法	①審査会で応募内容を審査し、優先交渉権者を決定します。 ②優先交渉権者と契約内容について協議・合意後に契約締結します。

事業イメージ



命名可能施設

市のスポーツ施設、文化施設、公園など不特定多数が利用する施設の中から選択することができます。

分類	施設例	件数
体育施設	迫体育館	26
芸術文化施設	迫図書館	3
観光公園	長沼7-ヒア公園	19
都市公園	中江中央公園	2
計		50

※施設の詳細情報については、別紙の施設一覧表及び個別施設概要をご確認ください。

※施設一覧表以外で公共施設の情報を確認したい場合は、右のQRコードからアクセスしご参照ください。



※上記内容は、市の公共施設にネーミングライツを導入するにあたり現在検討している内容なので、実施に際しては変更となる場合がございます。

問合先

登米市 総務部 総務課 財産係
TEL : 0220-22-2091
メール : somu-somu@city.tome.miyagi.jp